次回ヲ以テ議決ヲ
（結果）
ノ通リ決定ス
（説明）
立場ヲ尊重シ一年ノ猶予ヲ置キ其ノ間ニ於テ解決ヲ計ルコトニ
シ度ク尚ホ本件ニ關シテハ大阪府當局ニ於テモ充分ノ御盡力
ヲ願ヒ度キ旨ヲ附言スルコトニ
（出席）
大阪府　社會課長　田村
東京市本所區立花町
一、當會ノ